

成田市乳児等通園支援事業補助金交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、乳児等通園支援事業を実施する特定教育・保育施設等の設置者に対し、予算の範囲内において乳児等通園支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、乳児等通園支援事業の実施を促進し、もって児童及びその保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 特定教育・保育施設等 市内に設置された特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び未移行幼稚園をいう。
- (3) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。）第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設で、市長の認可（児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定による乳児等通園支援事業の認可をいう。以下同じ。）を受けたものをいう。
- (4) 特定地域型保育事業所 支援法第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所で、市長の認可を受けたものをいう。
- (5) 未移行幼稚園 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する幼稚園（支援法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設である幼稚園を除く。）で、市長の認可を受けたものをいう。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助の対象となる事業及び経費は、別表に定めるとおりとし、補助金の額は、特定教育・保育施設等 1 施設ごとに同表の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費について、同表の算定基準の欄に定める方法により算定した額の合計額とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、乳児等通園支援事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請額算定内訳書
- (2) 補助対象経費明細書
- (3) 収支予算書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、乳児等通園支援事業補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに乳児等通園支援事業補助金変更申請書（別記第3号様式）に第4条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、乳児等通園支援事業補助金変更決定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、乳児等通園支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、乳児等通園支援事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、乳児等通園支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第9条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(確認等)

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第13条までの規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	算定基準
乳児等通園支援事業	「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について（令和7年3月31日こ成保第257号こども家庭庁成育局長通知）」別紙「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3（4）①に定める事業に要する経費	実施要綱3（7）及び実施要綱（別添）「利用料減免の対象者について」（実施要綱（別添）「利用料減免の対象者について」1ウ及びエに定める対象者の部分を除く。）を踏まえて「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知）」別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」第4条第1号の規定により選定した額

[別記様式 略]